

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第16号

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
附 則 1 から 4 まで （略） （公立幼稚園の利用者負担額） 5 四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）第2条に規定する幼稚園に入園した、法第19条第1項に該当する支給認定子どもの利用者負担の額については、第4条の規定に関わらず、当分の間、次の表に掲げるとおりとする。 (1) （略） (2) 多子世帯の利用者負担額		附 則 1 から 4 まで （略） （公立幼稚園の利用者負担額） 5 四日市市立幼稚園条例（昭和28年四日市市条例第25号）第2条に規定する幼稚園に入園した、法第19条第1項に該当する支給認定子どもの利用者負担の額については、第4条の規定に関わらず、当分の間、次の表に掲げるとおりとする。 (1) （略） (2) 多子世帯の利用者負担額	
区分	利用者負担額	区分	保育料
入園児童と同一の世帯に属する兄弟が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校	<u>利用者負担額欄</u> の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額。 <u>ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。</u>	入園児童と同一の世帯に属する兄弟が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校	<u>保育料基準額欄</u> の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額

<p>幼稚部、知的障害 児通園施設、難聴 幼児通園施設、肢 体不自由児施設通 園部若しくは情緒 障害児短期治療施 設通所部（以下 「保育所等」とい う。）に入所若し くは児童発達支援 を利用し、又は小 学校（義務教育学 校の前期課程含 む。）の第1学年 から第3学年まで に在学する場合</p>		<p>幼稚部、知的障害 児通園施設、難聴 幼児通園施設、肢 体不自由児施設通 園部若しくは情緒 障害児短期治療施 設通所部（以下 「保育所等」とい う。）に入所若し くは児童発達支援 を利用し、又は小 学校（義務教育学 校の前期課程含 む。）の第1学年 から第3学年まで に在学する場合</p>	
<p>1の利用者負担額 算定の基準となる 市町村民税所得割 課税額が77,1 01円未満である とき、入園児童と 生計を一つにする 兄弟又は次の各号 に該当する者で当 該入園児童より早 く出生した者が1 人いる場合</p> <p>ア 当該入所児 童の保護者に 監護されてい</p>	<p><u>利用者負担額欄</u>の 各認定区分の額に 100分の50を 乗じて得た額。<u>た だし、第2階層 は、利用者負担額 を0とする。</u></p>	<p>1の利用者負担額 算定の基準となる 市町村民税所得割 課税額が77,1 01円未満である とき、入園児童と 生計を一つにする 兄弟又は次の各号 に該当する者で当 該入園児童より早 く出生した者が1 人いる場合</p> <p>ア 当該入所児 童の保護者に 監護されてい</p>	<p><u>保育料基準額欄</u>の 各認定区分の額に 100分の50を 乗じて得た額</p>

<p>た者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	
(略)	

備考

- (1)及び(2) (略)
- (3) 4月分から8月分までの利用者負担額は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担額は、当年度市町村民税の額により算定する。
- (4) (略)
- (5) 第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担額を0円とし、第3階層において次に掲げる世帯の利用者負担額は、利用者負担額欄の認定区分の額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額、第4階層及び第5階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯は、第2階層の利用者負担額欄の認定区分の額とする。ただし、入園児

<p>た者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	
(略)	

備考

- (1)及び(2) (略)
- (3) 4月分から8月分までの保育料は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担額は、当年度市町村民税の額により算定する。
- (4) (略)
- (5) 第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担額を0円とし、第3階層、第4階層及び第5階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯は、当該入園児童の利用者負担額は、利用者負担額欄の各認定区分の額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、入園児童と生計を一つにする兄弟又は当該入園児童の

童と生計を一つにする兄弟又は当該入園児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入園児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む）者で当該入園児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入園児童の利用者負担額は0円とする。

①から③まで（略）

(6) 月途中における入退所があった場合の利用者負担額は、次に定める算式により算出して得た額とする。

利用者負担額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

(7) 利用者負担額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

別表（第4条関係）

1 及び 2 （略）

3 多子世帯の利用者負担限度額（単位：円）

区分	利用者負担限度額
特定教育・保育施設若しくは特定地域保育型保育事業所の入所者と同一家世帯に属する兄	<u>利用者負担限度額欄</u> の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2

保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入園児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む）者で当該入園児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入園児童の利用者負担額は0円とする。

①から③まで（略）

(6) 月途中における入退所があった場合の利用者負担限度額は、次に定める算式により算出して得た額とする。

利用者負担額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

(7) 利用者負担限度額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

別表（第4条関係）

1 及び 2 （略）

3 多子世帯の利用者負担限度額（単位：円）

区分	保育料
特定教育・保育施設若しくは特定地域保育型保育事業所の入所者と同一家世帯に属する兄	<u>保育料基準額欄</u> の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額

<p>姉が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所若しくは児童発達支援を利用している場合（法第19条第1項の第1号の認定を受けた児童については小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学する場合</p>	<p><u>階層は、利用者負担額を0とする。</u></p>	<p>姉が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所若しくは児童発達支援を利用している場合（法第19条第1項の第1号の認定を受けた児童については小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学する場合</p>	
<p>1. 2の利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が77, 101円未満</p>	<p><u>利用者負担限度額欄</u>の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額。<u>ただし、第2</u></p>	<p>1. 2の利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が77, 101円未満</p>	<p><u>保育料基準額欄</u>の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額</p>

であるとき（法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童については57,700円）、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合

ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者

イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）

(略)

階層は、利用者負担額を0とする。

であるとき（法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童については57,700円）、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合

ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者

イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）

(略)

備考

- (1) (略)
- (2) 利用者負担限度額は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢児として扱う。
- (3) (略)
- (4) 4月分から8月分までの利用者負担限度額は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担限度額は、当年度市町村民税の額により算定する。
- (5) (略)
- (6) 1及び2の表の第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とし、1の表の第3階層、第4階層及び第5階層、2の表の第3階層から第5階層及び第6階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯の利用者負担限度額は、第2階層の利用者負担限度額欄の認定区分の額とする。ただし、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む）者で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の利用者負担限度額は0円とす

備考

- (1) (略)
- (2) 利用者負担額は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢児として扱う。
- (3) (略)
- (4) 4月分から8月分までの保育料は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担限度額は、当年度市町村民税の額により算定する。
- (5) (略)
- (6) 1及び2の表の第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とし、1の表の第3階層、第4階層及び第5階層、2の表の第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯の利用者負担限度額は、利用者負担限度額欄の各認定区分の額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とし、2の表の第5階層及び第6階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯の利用者負担限度額は、利用者負担限度額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又は

る。

①から③まで (略)
(7)から(9)まで (略)

その配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む）者で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の利用者負担限度は0円とする。

①から③まで (略)
(7)から(9)まで (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)